

# 日野本町地区公共施設再編基本計画（素案） 市民説明会（第2回）議事録

## 1 開催概要

---

- 日時 : 令和8年2月7日（土）10:00～11:00
- 場所 : 中央福祉センター 集会室
- 出席 :

参加者	11名
事務局	日野市企画部参事（公共施設総合管理担当） 宮田 守
運営支援	・手話通訳者 2名 ・パシフィックコンサルタンツ株式会社 1名

### ■ 次第

- ・ 開会
- ・ 説明
- ・ 質疑応答
- ・ 閉会

### ■ 配布資料

- ・ 次第
- ・ 説明資料：日野本町地区公共施設再編基本計画（素案）に関する市民説明会
- ・ 日野本町地区公共施設再編基本計画（素案） 本編
- ・ 日野本町地区公共施設再編基本計画（素案） 概要版
- ・ 日野本町地区公共施設再編基本計画（素案） パブリックコメントのお知らせ

## 2 議事録

---

### 1. 開会

(事務局 宮田) 皆さま、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今より、日野本町地区公共施設再編基本計画（素案）に関する市民説明会を開会させていただきます。私、本事業を担当しております、日野市企画部参事の宮田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。また、本日、手話通訳者の方にもご対応いただいておりますので、ご承知お祈りいたします。さて、本日はご多用な中、また、大変寒い中にもかかわらず、説明会にご参加をいただき誠にありがとうございます。今年度の策定を目指しております、「日野本町地区公共施設再編基本計画」の素案について、ご説明をさせていただきますので、本事業へのより一層のご理解を賜れば幸いです。

まずは、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、次第、説明資料、基本計画（素案）、基本計画（素案）概要版、パブリックコメントのお知らせ、この計 5 点の資料を配布させていただいております。こちらの次第に沿って、説明会を進めさせていただきます。また、本日、ひの児童館、中央公民館、日野図書館の職員も同席しておりますので、ご紹介させていただきます。

(日野市 大村) おはようございます。生涯学習支援課長の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(日野市 奥住) おはようございます。図書館長の奥住と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(日野市 滝瀬) おはようございます。子育て課長の滝瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 宮田) 併せて、業務支援者として、パシフィックコンサルタンツ株式会社のスタッフも同席しておりますので、こちらの件もご承知お祈りいたします。

### 2. 資料説明

(事務局 宮田) これからの説明は、前方のスライドを使って進めさせていただきますが、お手元の説明資料と同じものを映しておりますので、どうぞ、見やすい方をご覧ください。今から約 40 分程度、私の方で一通り最後までご説明させていただき、残りの時間を質疑応答等に当ててまいりたいと考えております。会場の都合もございますので、遅くとも午前 11 時 30 分までには閉会とさせていただきますので、進行へのご協力をお願い申し上げます。最後に、説明会の記録作成のため、録音及び写真撮影等をさせていただきますことをご了承願います。それでは、早速説明に入らせていただきます。

お手元の説明資料の 2 ページをご覧ください。「目次構成」になります。基本計画は、第 1 章から第 7 章までの構成となっております。第 1 章、第 2 章に続き、第 3 章に「施設計画」、第 4 章に「管理運営計画」、第 5 章に「事業手法」、第 6 章に「概算事業費」、最後の第 7 章に「今後の予定」をまとめております。

次に、3 ページをご覧ください。第 1 章の「はじめに」でございます。まず、「1. 公共施設再編事業の趣旨」です。なお、ページ右上に基本計画（素案）の該当ページを記載しておりますので、以後、必要に応じて、基本計画（素案）もご覧になっていただければと存じます。日野市が抱える課題として、公共施設における老朽化の進行、今後の利用需要の変化、迫りくる維持管理の限界といったものが挙げられます。そこで、日野市では、公共施設が集積する特定の地域については、単体施設の建替えではなく、複数施設の複合化等による施設再編を

検討してまいります。そして、この検討にあたり、施設の規模は一定の延床面積内に収めつつも、施設の機能や提供サービスは拡充させる「縮充」という独自の発想を取り入れてまいります。この「縮充」の発想は、人口減少や財源不足等が想定される中で、これからの公共施設のひとつのあり方であると考えております。公共施設を未来の市民への負担として残すのではなく、地域の魅力につながる新しい施設に生まれ変わらせることを目指してまいります。

次に、4 ページをご覧ください。「2. 日野本町地区公共施設再編基本計画の目的」です。日野市では、日野本町地区での取り組みを、公共施設再編のパイロットプロジェクトと位置付け、令和 6 年度に策定した「日野本町地区公共施設再編基本構想」に基づき、今年度、引き続き、多様な市民意見等をお聴きしながら、再編事業の実現に向けた基本的事項を取りまとめた「日野本町地区公共施設再編基本計画」を策定するものであります。

次に、5 ページをご覧ください。「3. 日野本町地区公共施設再編基本計画の背景と位置付け」です。本事業を実施するにあたり、あらためて、過去の経緯を確認する必要があると考えております。まず、平成元年及び平成 5 年に、「中央公民館の建替え等を求める請願」が日野市議会に提出され、ともに採択されております。その後、10 年以上の時をおいて、平成 17 年に、「中央公民館の建替え等に向けた基本構想・基本計画」が策定されております。そして、また、さらに 10 年以上の時をおいて、平成 31 年に、「中央公民館の建替え等に向けたモデルプラン」が作成されております。そして、何よりも重要なポイントは、日野市として、このような検討を行ってまいりましたが、最初の請願から 30 年以上の時が経っているにもかかわらず、今日まで具体的な進展を何ひとつ図ることができていないことであると考えております。このことは、これまでの市民の皆さまとの対話等を通して、私自身、認識を新たにすることもあります。

次に、6 ページをご覧ください。このような経緯の中で、日野本町地区における公共施設再編の大きな契機は、令和 4 年度の「日野市公共施設等総合管理計画」の改訂にあたり、再編事業の必要性等を明確化したこと。また、あわせて実施した「日野市公共施設再編モデル基礎検討」において、市内における再編事業の優先順位等を検討した結果、老朽化した公共施設が集積する日野本町地区が最優先と評価されたこととあります。このことを踏まえ、令和 5 年度に実施した、「日野本町周辺地区公共施設複合化・多機能化検討」が本事業の推進に向けた具体的な第一歩となりました。そして、令和 6 年度の「日野本町地区公共施設再編基本構想」の策定にあたり、日野本町地区における公共施設再編に向けたサービス提供のあり方等を市民参画で検討を行いました。そのうえで、今年度、令和 7 年度には、この基本構想を踏まえ、日野本町地区における公共施設再編に向けた建築計画のあり方等を市民参画で検討を行い、とりまとめた成果が今回の素案であり、令和 8 年 3 月の策定を目指しているところであります。第 1 章については以上でございます。

次に、7 ページをご覧ください。第 2 章の「再編計画の考え方」になります。まず、「1. 再編対象施設」です。再編対象施設は、日野本町地区に立地する建築系公共施設として、中央公民館、中央福祉センター、ひの児童館、日野図書館、日野宿交流館、日野第一小学校、生活・保健センター、旧・休日準夜診療所の計 8 施設とします。また、本事業において、甲州街道より北側を集約拠点Ⅰ、南側を集約拠点Ⅱ、また、それぞれの敷地を敷地 A、B、C、D、E と定義しています。特に、敷地 A、B、C については、この後の私の説明で多く表現してまいります。敷地 A が、現在の児童館、公民館、福祉センターがあるこちらの敷地。敷地 B が、現在の図書館がある敷地。敷地 C が、現在の日野宿交流館がある敷地。そして、敷地 A、B、

Cをまとめて、集約拠点Ⅰとなります。このことをご留意いただければと存じます。

次に、8 ページをご覧ください。「2. 再編計画の基本的な考え方」です。まず、1 点目が「縮充」の実現」です。「縮」としてコンパクトな施設づくり。「充」としてサービスの向上。これを実現するための行政のマネジメント改善を図ります。次に、2 点目が「だれもが使いやすい施設」です。ユニバーサルデザインやインクルーシブデザインの考え方に基づいた施設にします。次に、3 点目が「必要な機能を備えた、質の高い建築」です。災害対策や環境への配慮及び周辺環境との調和のとれた施設にします。最後に、4 点目が「円滑な事業の推進」です。事業用地はすべて市有地とし、現状の法規制に従うとともに、民間事業者のノウハウ等を積極的に活用してまいります。

次に、9 ページをご覧ください。「4. 再編計画の概要」です。集約拠点Ⅰの公民館、福祉センター、児童館、図書館、日野宿交流館の 5 つの施設については、複合公共施設として建替えを行います。集約拠点Ⅱのうち、日野第一小学校については、教育委員会にて単独での建替えを行います。また、生活・保健センター等については、当面、改築はせずに、既存建物の維持管理を適切に行います。第 2 章については以上でございます。

次に、10 ページをご覧ください。第 3 章の「複合公共施設の施設計画」になります。まず、「1. 対象地の現況」のうち、「(2) 施設計画上の課題」です。まず、1 点目が「利用状況について」です。利用ニーズに合った室の大きさや貸出時間枠、使いやすい予約方法等について検討する必要があります。次に、2 点目が「まちづくりの位置付けについて」です。歴史的な街並みの保全や甲州街道のにぎわい、公共施設再編による都市機能の充実や人の交流の創出等が望まれております。次に、3 点目が「敷地について」です。施設整備においては、建築基準法による用途制限等、現行法令等への適合や浸水対策を検討する必要があります。最後に、4 点目が「建物について」です。建物の老朽化やバリアフリーへの対応及び現行の設置基準等への適合を図る必要があります。

次に、11 ページをご覧ください。「2. 施設計画の考え方」のうち、「(1) 複合施設の建築計画に関する方向性」です。この方向性を定めるにあたり、多くの施設利用者の皆さまとの対話等を繰り返してまいりました。敷地 A については、延床面積 2,000 m<sup>2</sup>程度の 2 階建て複合施設を整備し、1 階に日野図書館、2 階にひの児童館を配置します。サイレントコントロールの観点から両施設を別フロアにするものです。敷地 B については、延床面積 1,000 m<sup>2</sup>程度の 2 階建て複合施設を整備し、1 階に日野宿交流館、2 階に中央公民館を配置します。敷地 C については、駐車場と歩行者空間を整備し、各種イベント等で活用できる設えとします。また、複合施設全体として、防音対応室を、敷地 A に音楽室を除いて 2 室以上、敷地 B に 1 室以上配置します。また、複合施設には、それぞれの施設機能のほか、共用貸室やオープンスペース等の共用空間を新たに設け、子どもを含む利用者にとって居心地の良い場、そして、これまで交わることのなかった多様な交流が生まれる場とすることを目指します。そして、施設の複合化等により、建物の延床面積の縮減を図り、本事業の実効性をより高めてまいります。

次に、12 ページをご覧ください。同じく「施設計画の考え方」のうち、「(2) 複合施設に求める性能」の「①建築デザイン・外構デザイン」です。敷地 C を駐車場とすることで、甲州街道からの視線を抜き、敷地 A も含めて、日野宿と一体となった空間を形成します。また、日野宿本陣や宿場町の雰囲気を残した建物外観や外構デザインとします。

次に、13 ページをご覧ください。同じく「複合施設に求める性能」の「②バリアフリー・ユニバーサ

ルデザイン」です。敷地内や施設内の段差をなくし、誰もが安全に利用できる施設にします。また、年齢や障害の有無等に関わらず、最初から誰もが同じ場所や設備を使える施設にします。あわせて、ピクトグラムやデジタルサイネージ等を計画的に配置します。

次に、14 ページをご覧ください。同じく「複合施設に求める性能」の「③省エネルギー・脱炭素」です。最新の省エネルギー設備や創エネルギー装置等を導入し、ZEB Ready の認証取得を目指します。

次に、15 ページをご覧ください。同じく「複合施設に求める性能」の「④防災」及び「⑤ライフサイクルコストの低減」です。災害発生時に、施設利用者が建物内に一時的に滞留できるようなオープンスペースを計画し、敷地内の老朽化した防火水槽も更新します。また、メンテナンス性の高い材料等を選定し、維持管理のしやすい施設とします。また、間仕切り壁等を使用し、将来のニーズの変化に合わせて改修しやすい施設とします。

次に、16 ページをご覧ください。「3. 複合施設の建築計画」のうち、「(1) 各機能の諸室構成及び想定床面積」です。まず、敷地 A の日野図書館です。蔵書数と床面積は現在の日野図書館と同等程度を確保します。また、書棚はバリアフリーへ配慮し、安全を十分に考慮した段数とします。そして、読み聞かせコーナーやブラウジングコーナーを設置しますが、一般の読書などは複合施設の共用空間でも利用できるようにします。次に、敷地 A のひの児童館です。現行の児童館の基準に適合させるため、床面積を拡充させ、遊戯エリア、図書エリア、相談室等を設けます。また、遊戯エリアと図書エリアはオープンな空間として多様な遊びができるようにします。そして、図書エリアには、まんがや児童書の配架に加え、同じ複合施設内の図書館との事業連携を図ります。

次に、17 ページをご覧ください。敷地 B の中央公民館です。現在の中央公民館と同等の床面積を確保し、利用人数や用途に合わせて選択できる複数の大きさの貸室を設けます。そして、公民館職員が常駐する事務室を 1 階に設け、利用者や職員の顔が見える関係性をこれからも大切にします。次に、敷地 B の日野宿交流館です。「新選組のふるさと」の立ち位置から、市内外からの来訪者に新選組に関する情報発信を行う役割を担う施設とし、貴重な史資料のレプリカ等を展示し、気軽に歴史を楽しめる施設とします。

次に、18 ページをご覧ください。複合施設共用空間の共用貸室です。敷地 A 及び敷地 B の複合施設内に計 730 m<sup>2</sup>の多様な活動に対応した共用貸室を設けます。なお、現在の中央公民館の延床面積が約 700 m<sup>2</sup>なので、一回り大きい規模をイメージしていただければと存じます。そして、現在の中央福祉センターや日野宿交流館の貸室、ひの児童館の音楽室や自習室、中央公民館の調理実習室について、多目的に利用できる共用貸室として、敷地 A の複合施設に配置します。また、敷地 B の複合施設の 1 階へ共用貸室を設け、地域活動のスペース等として活用出来るようにします。次に、複合施設共用空間のオープンスペースです。敷地 A 及び敷地 B の複合施設内に、計 485 m<sup>2</sup>の多様な活動に対応したオープンスペースを設けます。なお、現在の日野図書館の延床面積が約 420 m<sup>2</sup>なので、二回り大きい規模をイメージしていただければと思います。そして、1 人からグループまで、思い思いに利用できるよう、様々な備品等を配置します。また、それぞれのオープンスペースは利用者の特性に応じた個性を持たせるようにします。最後に、その他の共用部分です。敷地 A の複合施設内に保育室を設けます。また、各複合施設の各階に他機能トイレを設けるほか、敷地 A 複合施設の各階には授乳室を設けます。

次に、19 ページをご覧ください。同じく「複合施設の建築計画」のうち、「(2) ゾーニング計画」です。複合施設のゾーニングとして、建築基準法による用途制限や東京都安全条例による駐車場整備に係る規制等を踏まえ、記載のとおり、4 案について検討を行いました。

次に、20 ページをご覧ください。この検討結果です。敷地を効果的に活用でき、かつ現状通り集約拠点 I の中での建替えが可能なパターン A を有力案としました。

次に、21 ページをご覧ください。「②駐車場計画」です。利用者向けの駐車場として、40 台程度を確保します。そして、出入庫ゲート等による管理を行い、施設利用者は一定時間の無料処置を行います。また、今後、日野宿本陣の駐車場機能を兼ねることを検討します。

次に、22 ページをご覧ください。同じく「複合施設の建築計画」のうち、「(3) 施設配置計画」です。こちらが、これまでの諸検討を踏まえた、敷地 A、敷地 B、敷地 C におけるモデルプランになります。青で示した箇所が敷地 A 及び敷地 B の複合施設です。

次に、23 ページをご覧ください。同じく「複合施設の建築計画」のうち、「(4) 平面計画」です。こちらが、これまでの諸検討を踏まえた、敷地 A 複合施設の平面プランになります。左が 1 階部分、右が 2 階部分で、濃い緑で示した箇所が図書館、ピンクで示した箇所が児童館、薄い緑で示した箇所が共用貸室等、白抜きで示した箇所がオープンスペース等です。

次に、24 ページをご覧ください。こちらが、これまでの諸検討を踏まえた、敷地 B 複合施設の平面プランになります。左が 1 階部分、右が 2 階部分で、青で示した箇所が日野宿交流館、オレンジで示した箇所が公民館、薄い緑で示した箇所が共用貸室等、白抜きで示した箇所がオープンスペース等です。

次に、25 ページをご覧ください。同じく「複合施設の建築計画」のうち、「(5) 外構計画」です。敷地 A 複合施設の南側に広場と車路を設け、広場は子どもたちが安全に遊ぶ空間を確保するとともに、車椅子用駐車場から複合施設のエントランスまでの動線上には屋根等を設けます。また、建物側にオープンスペースを設け、読書空間やイベント時にキッチンカーを入れられるようにします。そして、敷地 A 北側のイチョウの木は引き続きシンボルツリーとして残します。

次に、26 ページをご覧ください。同じく「複合施設の建築計画」のうち、「(6) ローリング計画」です。現在の各施設でサービス提供を続けながら、新しい複合施設等の建替えを円滑に進めるためには、しっかりとした建替え計画が必要になります。これをローリング計画と言います。課題として、工事車両の出入りによる安全性への懸念、工事スペースや資材置き場の不足、工事に伴う騒音や振動の影響等が挙げられます。この対応として、工事期間中の代替のサービスを確保することを前提に、敷地 A のひの児童館と中央福祉センター、敷地 C の日野宿交流館の先行解体の可能性を今後も引き続き検討します。

次に、27 ページをご覧ください。同じく「複合施設の建築計画」のうち、「(7) 整備イメージ」です。こちらが、これまでの諸検討を踏まえた、集約拠点 I の整備イメージになります。あくまでイメージとしてご覧になっていただければと存じます。第 3 章については以上でございます。

次に、28 ページをご覧ください。第 4 章の「管理運営計画」になります。まず、「1. 管理運営の基本方針」のうち、「(1) 開館日・開館時間」です。原則として現在の各施設と同様としますが、日野宿交流館及び複合施設の共用貸室とオープンスペースについては、臨時休館日を除いて無休とします。そして、複合施設の共用貸室とオープンスペースの開館時間は、朝 9 時から夜 9 時 30 分までとし、サービスの拡充を図ります。

次に、29 ページをご覧ください。同じく「管理運営の基本方針」のうち、「(2) 施設の予約単

位]です。現在、貸室の予約単位は、午前・午後・夜間の 3 区分となっておりますが、実際の利用時間とはズレが生じている場合があります。この利用機会の損失を解消するため、予約区分の改訂を検討します。

次に、30 ページをご覧ください。まず、「2. 管理運営体制」のうち、「(1) 管理・運営の主体について」です。集約拠点Ⅰについては、各施設の専門サービスは市の直営とし、共用貸室やオープンスペース等の共用空間へ民間活力を導入します。また、集約拠点Ⅱについては、市の直営とする一方、生活・保健センターの貸館に関する予約の受付等の一部業務へ民間活力の導入を検討します。

次に、31 ページをご覧ください。同じく「管理運営体制」のうち、「(2) 全体マネジメント計画」です。民間事業者の知見やノウハウを活かして、施設間の連携や運営面での課題の改善を図ります。また、各施設が連携したイベント等の開催にあたっては、民間事業者等が企画段階から関わることによって、地区が一体となった効果の高いイベントを実現します。第 4 章については以上でございます。

次に、32 ページをご覧ください。第 5 章の「事業手法」になります。この章では、どのような事業手法が最適かを検討しました。まず、「1. 事業手法の基本的な考え方」のうち、「(2) 官民の役割分担」です。本事業では、複数の機能が複合施設に集合するとともに、複合施設内に新たな共用空間を作り出します。そして、利便性の高い機能や使いやすい間取り及びトータルコストの最適化やサービスの向上に向けた提案が重要になります。また、円滑なローリング計画の提案も必要です。このため、本事業においては、このような複合施設の管理や運営の実績を持った民間事業者が、設計や建設にも関わる事が理想的であると考えております。以上より、本事業においては、設計、建設、維持管理、運営までを同一の民間事業者又は民間事業者のコンソーシアムに一括発注することを前提とします。

次に、33 ページをご覧ください。同じく「事業手法」の「2. 想定する事業方式」です。こちらは専門的な内容になりますので、簡潔にご説明いたします。複数の事業手法の比較により、本事業に適すると考えられる有力な事業方式を DBO (Design-Build-Operate)、すなわち、複合施設の設計・整備から維持管理・運営までを一括して実施する事業方式とします。第 5 章については以上でございます。

次に、34 ページをご覧ください。第 6 章の「概算事業費」です。現時点での建設物価ベースで整備費は計 58.9 億円と試算しました。第 6 章については以上でございます。

次に、35 ページをご覧ください。第 7 章の「今後の予定」です。令和 8 年度及び令和 9 年度にかけて、この基本計画に基づき、設計・建設・管理運営を行う民間事業者の募集・選定を実施いたします。そして、令和 10 年度以降に、市が選定した民間事業者により、施設設計と建設工事が一体的に進められます。さらに、令和 14 年度以降に敷地 A 複合施設の供用開始、令和 15 年度以降に敷地 B 複合施設の供用開始を目指します。なお、先日の 2 月 5 日木曜日に本日と同じ内容で第 1 回目の市民説明会を平日の夜に実施し、その時にご参加いただいた方から「私たちの活動が、間もなく出来なくなると聞いたが本当か？」といったご質問を受けました。記載のとおり、建設工事が始まるのは、令和 11 年度の後半以降であり、まだ 3 年以上は特に影響はございません。また、建設工事期間中においても、何らかの代替のサービス提供の場を確保する方針のもとで本事業を進めておりますので、仮に皆さまの活動に何らかの影響が生じることが想定される場合には、余裕をもって事前に皆さま方に情報提供

をさせていただきます。この点については、前回の市民説明会のご質問を踏まえ、補足でご説明させていただきます。

次に、36、37 ページをご覧ください。参考資料として、本計画の策定経緯を簡潔にまとめております。36 ページになります。策定会議の体制です。学識経験者、施設利用者、地域住民等で構成する「検討委員会」。庁内の関係部長職で構成する「庁内検討会議」。庁内の関係課長職と担当で構成する「庁内WG会議」。この3つの会議体での検討を同時並行で繰り返し、要所所で市長らとの協議を重ねてまいりました。

37 ページになります。各種協議会等における協議の状況です。36 ページの検討委員会、庁内検討会議、庁内WG会議での検討とあわせて、各関係課が設置している協議会や審議会での協議、施設利用者の皆さまとの「市民座談会」や「中間報告会」での対話、そして、「子ども会議」での議論や「小中学生 1,000 人アンケート」による子どもたちのニーズの把握等も行っておりました。このような策定経緯を通して、今回策定したものが本基本計画（素案）でございます。こちらの説明資料については、以上でございます。

最後に、「パブリックコメントのお知らせ」の資料をご覧ください。パブリックコメントについてご説明させていただきます。本基本計画（素案）に関する市民の皆さまのご意見を3月3日（火）までお受けしております。意見の提出方法については、記載のとおりでございます。私からの説明は以上でございます。これより、ご質問があれば、お受けしたいと思います。

（事務局 宮田） 第1回目の市民説明会では、多くの資料をご提示させていただきましたので、一旦持ち帰って読み込んだ上で確認したいとお声いただきました。そのような場合でも、次第とパブリックコメントのお知らせに記載している私、宮田の連絡先までお問い合わせいただいても構いません。もしこの場でご質問等があればお受けさせていただきます。

### 3. 質疑応答

- （参加者） 複合施設共用空間に調理室や音楽室が設置されることになるが、公民館利用者が利用したい場合は、公民館に申し込むのではなく、複合施設の受付に申し込むのか。
- （事務局 宮田） 貸館施設の利用申込については、全てワンストップサービスとすることを想定している。
- （参加者） 公民館の利用者は複合施設共用空間も申し込むことができ、減免措置を受けることができるのか。
- （事務局 宮田） そのようにイメージしている。
- （参加者） 管理主体が公民館ではなくなるということか。
- （事務局 宮田） システム等を導入することにより、予約管理は一括で行いたいと考えている。複合施設の中に様々な課が入ることになるため、詳細はシステム構築にあたって検討していきたい。
- （参加者） 今のシステムだと抽選となっているため、利用したい室が複数ある場合に当たる室と外れる室が出てくる。公民館の窓口で申し込んでいた時には融通を利かせてもらっていたが、完全にシステム化されてから融通が利かなくなった。せっかく複合施設として整備され、公民館の事務室に職員が常駐することになるので、その辺りを上手くやっていただきたい。
- （事務局 宮田） 公平性を担保する必要はあるが、優先利用の仕組みなども検討したい。また、複合施設内にオープンスペースができるため、室を使わない利用が出てくることも想定される。運用しながら常により良い方策を考えていくことを想定している。

(参加者) 事業方式として PFI 等が検討されているが、導入によってサービスの低下や、無料であったものが有料になるなど、使い勝手への影響は起こるのか。

(事務局 宮田) PFI は今回採用する DBO 方式に比べて優位性が低く、民間事業者が事業をコントロールすることになるが、今回採用している DBO 方式であると市が資金調達を行うなど、行政側が事業へ関与していくことになるため、ご質問のような懸念は起こらないだろうと考えている。

#### 4. 閉会

(事務局 宮田) 長い時間お付き合いいただきありがとうございました。あらためて、説明会ご参加への御礼と本再編事業への引き続きのご理解をお願い申し上げまして、閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

以上